

○建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

平成17年6月20日

告示第35号

改正 平成22年12月22日告示第18号

平成24年12月21日告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、那賀町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(入札に参加することのできない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けていない者

(申請書)

第3条 入札に参加する資格(以下「資格」という。)の審査を受けようとする者は、一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類をそれぞれ一部添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要でないと認めたときは、この限りではない。

(1) 建設業法に基づく建設業の許可を受けていることを証明する書面

(2) 営業所一覧表(様式第2号)

(3) 使用印鑑届(様式第3号)及び印鑑証明書

(4) 工事経歴書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。)別記様式第2号によるもの)

(5) 商業登記がなされている場合においては、商業登記簿の謄本

(6) 身分証明書(所轄の市町村長が発行したもの)

(7) 納税証明書(所轄の税務署が発行したもの)

(8) 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合加入・履行証明書

(9) 労働保険料納付済証明書

(10) 建設業労働災害防止協会加入証明書

(11) 経営事項審査の結果を証明する書面

(12) その他町長が別に定める書類

(申請書の提出期間)

第4条 前条の申請書は、徳島県知事の許可を受けた建設業者及び国土交通大臣の許可を受けた建設業者で徳島県の区域内に主たる営業所を有するもの(以下「県内業者」という。)については、毎年1月15日から3月15日までに、その他の建設業者(以下「県外業者」という。)については平成18年1月15日から3月15日までを最初の期間とする隔年ごとの1月15日から3月15日までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 町長は、前2条の規定により申請書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる項目についてそれぞれ当該各号に定める基準により審査し、等級に区分して格付けを行うものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、格付けを行わないことがある。

(1) 建設業法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定めた項目、同項の規定に基づき国土交通大臣が定めた基準

(2) 町長が特に必要と認めて別に定める項目、町長が別に定める基準

2 前項の規定による格付けは、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、県内業者については毎年5月1日に、県外業者については平成18年5月1日を最初の期日とする隔年ごとの5月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、県内業者及び県外業者については前条第2項に定める日から2年間とする。

2 第4条ただし書の規定により申請書を提出し審査を受けた資格の有効期間は前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

(資格の取消し)

第7条 町長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは

不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第167号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の1に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 町長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに、一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請変更届(様式第4号)に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号
- (4) 許可を受けた建設業
- (5) 使用印又は実印

(共同企業体の特例)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、共同企業体に関し、第3条から前条までの規定にかかわらず、別に定めることがある。

(共同受付)

第10条 徳島県に入札参加資格を申請し資格者となった者を那賀町の資格者とすることができる。

2 前項による申請書の内容に変更があった時は、第8条の規定を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは、「第10条第1項の規定により那賀町の資格者となった者」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則(平成22年12月22日告示第18号)

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則(平成24年12月21日告示第28号)
この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書 (建設工事)

年度において、那賀町が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

那賀町長

殿

郵便番号

フリガナ
主たる営業所
の所在地

フリガナ
商号又は名称

役 職

フリガナ
代表者氏名



電話番号

F A X 番号

許可番号

国土交通大臣〔般 〕 第 号
知事〔特

許可年月日

年 月 日

様式第3号(第3条関係)

使 用 印 鑑 届

年 月 日

那賀町長 殿

届出者 主たる営業所
の所在地
商号又は名称
代表者の氏名



那賀町との契約、代金の請求及び受領その他の一切の商取引に関しては、次の印鑑を使用したいので届けます。

使用印



実 印



様式第4号(第8条関係)

建設工事
一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書変更届

年 月 日

那 賀 町 長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名



次のとおり、変更があったので届出をします。

1 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

(1)商号又は名称(2)代表者の氏名(3)主たる営業所の所在地(郵便番号)又は電話番号(4)年間受任者の名称・氏名(5)年間受任者の所在地(郵便番号)又は電話番号(6)使用印鑑(7)希望工事種別の追加(8)メールアドレス

2 添付書類

- (1) 法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は身分証明書
- (2) 委任状
- (3) 改印届出書
- (4) 一般競争(指名競争)入札参加資格認定通知書の写し
- (5) その他()

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第8条関係)